

政令第百十九号

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の二第二項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第七条の三の三第一項中「の場合」を「に規定する場合」に、「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第七条の三の五第一項」に改める。

第七条の三の四の見出し中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第一項中「第二十三条第三項の場合」を「第二十三条第四項に規定する場合」に改め、「納税義務者の扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に改め、

「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同条第二項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条を第七条の三の五とし、第七条の三の三の次に次の一条を加える。

(二以上の納税義務者がある場合の生計を一にする配偶者の所属)

第七条の三の四 法第二十三条第三項に規定する場合において、同項に規定する道府県民税の納税義務者の配偶者が同項に規定する生計を一にする配偶者（以下この条において「特別控除対象配偶者」という。）又は特定親族（法第三十四条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。以下この条及び次条において同じ。）のいずれに該当するかは、法第四十五条の二第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、給与所得等以外の所得を有しなかつた者にあつては法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の特別控除対象配偶者又は特定親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が特別控除対象配偶者又は特定親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である道府県民税の納税義務者の特別控除対象配偶者とする。

第七条の十三第一項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項中「同条第六項ただし書」を「同条第四項ただし書」に改める。

第九条の七第一項中「及び同法」を「(第十六項及び次条第一項において「内国法人の控除対象外国法人税の額」という。)及び同法」に、「の計算」を「(第十六項において「外国法人の控除対象外国法人税の額」という。)の計算」に改め、同条第二項中「第四項に規定する地方法人税の控除限度額」を「地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第十二条第一項に規定する地方法人税控除限度額」に、「又は同法」を「又は法人税法」に、「第五項に規定する地方法人税の控除限度額」を「地方法人税法施行令(平成二十六年政令第三百三十九号)第三条第三項の規定により計算した金額」に、「第六項」を「第四

項」に、「次条第二項」を「次条第三項」に、「第八項」を「第六項」に、「次条第一項」を「次条第二項」に、「第四十八条の十三の二第二項」を「第四十八条の十三の二第二項」に改め、「（平成二十六年法律第十一号）」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第五項」に、「第四十八条の十三の二第二項」を「第四十八条の十三の二第三項」に、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項第二号中「第二十一項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第八項」を「第六項」に改め、同項第三号中「第二十二項第三号」を「第二十項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第八項」を「第六項」に、「第七項」を「第五項」に、「第九項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第八項」を「第六項」に、「第七項」を「第五項」に、「第十項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第八項」を「第六項」に、「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項第二号中「第七項

後段」を「第五項後段」に改め、同号イ中「第二十四項第一号」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第二十七項」を「第二十五項」に、「第八項」を「第六項」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九条若しくは第七十八条第一項若しくは第三百三十三条第一項の規定の適用を受ける」に、「同法第四百四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「外国法人の控除対象外国法人税の額につき同法第四百四十四条の二若しくは第四百四十四条の十一第一項若しくは第四百四十七条の三第一項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十九項を第十七項とし、第二十項を第十八項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、

同条第二十五項中「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第二十項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第六項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第七項又は第十九項」を「第五項又は第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第九条の七の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「(第一項)」を「(第二項)」に、「前条第十九項」を「前条第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第六項ただし書」を「前条第四項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第十九項から第二十七項まで」を「前条第十七項から第二十五項まで」に改め、「(同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」及び「(法第五十三条第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。)」を削り、「前条第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「前条第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十三項及び第二十五項」に改め、同項を同条第二

項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十三条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項、第三項及び第五項において同じ。）の控除は、内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九条又は第七十八条第一項若しくは第三百三十三条第一項の規定の適用を受ける事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

第二十条の二第一項中「次項」の下に「及び第二十条の二の五第一項第一号」を加える。  
第二十条の二の五第一項を次のように改める。

法第七十二条の十六第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払利子の額は、次に掲げる支払利子の額とする。

- 一 当該事業年度以前の事業年度において支払われた棚卸資産等に係る支払利子の額
- 二 法人税法第五十三条第一項に規定する賃貸借取引に係る支払利子の額

第二十条の二の十の見出し中「支払う」の下に「こととされている」を加え、同条中「支払う」の下に

「こととされている」を加え、「当該事業年度において」及び「で当該事業年度に係るもの」を削る。

第二十条の二の十一の見出し中「受ける」の下に「こととされている」を加え、同条中「受ける」の下に「こととされている」を加え、「当該事業年度において」及び「で当該事業年度に係るもの」を削る。

第二十条の二の二十三中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法人税法第五十三条第一項に規定する貸借取引の目的となる資産が当該貸借対照表に計上されている場合の当該資産の金額

第三十五条の六第一号中「第八条第三項本文（租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五項本文（消費税法第八条第六項（租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）及び租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）」を「第八条第六項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 租税特別措置法第八十六条の二第三項本文及び第五項本文（同条第六項において準用する場合を

む。

第三十六条の十第二項第六号中「親子関係形成支援事業」の下に「乳児等通園支援事業」を加える。

第四十三条の四の次に次の一条を加える。

(法第四百四十四条の三第五項の国際約束)

第四十三条の四の二 法第四百四十四条の三第五項に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定とする。

第四十三条の八第八号、第四十三条の十第七号及び第四十三条の十二第七号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。

第四十四条の二の次に次の一条を加える。

(法第四百四十八条第三項の国際約束)

第四十四条の二の二 法第四百四十八条第三項に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオース

トラリアとの間の協定とする。

第四十六条の二の二第二項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第四十六条の三第一項中「の場合」を「に規定する場合」に、「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第四十六条の五第一項」に改める。

第四十六条の四の見出し中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第一項中「第二百九十二条第三項の場合」を「第二百九十二条第四項に規定する場合」に改め、「納税義務者の扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に改め、「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同条第二項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条を第四十六条の五とし、第四十六条の三の次に次の一条を加える。

(二以上の納税義務者がある場合の生計を一にする配偶者の所属)

第四十六条の四 法第二百九十二条第三項に規定する場合において、同項に規定する市町村民税の納税義務者の配偶者が同項に規定する生計を一にする配偶者（以下この条において「特別控除対象配偶者」と

いう。)又は特定親族(法第三百十四条の二第一項第十二号に規定する特定親族をいう。以下この条及び次条において同じ。)のいずれに該当するかは、法第三百十七条の二第一項の申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、給与所得等以外の所得を有しなかつた者にあつては法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の特別控除対象配偶者又は特定親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が特別控除対象配偶者又は特定親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である市町村民税の納税義務者の特別控除対象配偶者とする。

第四十八条の六第一項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第四十八条の十二の二第一項中「第九条の七第七項」を「第九条の七第五項」に、「第四十八条の十三

第七項ただし書」を「第四十八条の十三第五項ただし書」に改める。

第四十八条の十二の三第一項中「第九条の七第七項」を「第九条の七第五項」に、「次条第七項ただし書」を「次条第五項ただし書」に改める。

第四十八条の十三第一項中「及び同法」を「（第十七項及び次条第一項において「内国法人の控除対象外国法人税の額」という。）及び同法」に、「の計算」を「（第十七項において「外国法人の控除対象外国法人税の額」という。）の計算」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条中第六項を第四項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項第二号中「第二十二項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第九項」を「第七項」に改め、同項第三号中「第二十三項第三号」を「第二十一項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第七項」に、「第八項」を「第六項」に、「第十項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第九項」を「第七項」に、「第八項」を「第六項」に、「第十一項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第九項」を「第七項」に、「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第九項第二号」を「第七項第二号」に改

め、同項第二号中「第八項後段」を「第六項後段」に改め、同号イ中「第二十五項第一号」を「第二十三項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第二十八項」を「第二十六項」に、「第九項」を「第七項」に、「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九条若しくは第七十八条第一項若しくは第三百三十三条第一項の規定の適用を受ける」に、「同法第四百四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「外国法人の控除対象外国法人税の額につき同法第四百四十四条の二若しくは第四百四十四条の十一第一項若しくは第四百四十七条の三第一項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第二十項を第十八項とし、第二十一項を第十九項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十一項第二号」を「第十九項

第二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第七項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第八項又は第二十項」を「第六項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とする。

第四十八条の十三の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「(第一項)」を「(第二項)」に、「前条第二十項」を「前条第十八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第七項ただし書」を「前条第五項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第二十項から第二十八項まで」を「前条第十八項から第二十六項まで」に改め、「(同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」及び「(法第三百二十一条の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。)」を削り、「前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項」を「前条第十八項から第二十一項まで、第二十三項、第二十四項及び第二十六項」に改め、

同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による税額控除不足額相当額（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項、第三項及び第五項において同じ。）の控除は、内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九条又は第七十八条第一項若しくは第三百三十三条第一項の規定の適用を受ける事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

第四十九条の十五第二項第九号中「親子関係形成支援事業」の下に「乳児等通園支援事業」を加える。

第五十二条の十九の次に次の一条を加える。

（法第四百四十五条第三項の国際約束）

第五十二条の十九の二 法第四百四十五条第三項に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定とする。

第五十六条の二十六の五中「親子関係形成支援事業」の下に「乳児等通園支援事業」を加える。

第五十六条の八十八の二第一項中「六十五万円」を「六十六万円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十四万五千元」を「五十六万円」に、「二十九万五千元」を「三十万五千元」に改め、同条第二項第二号口中「二十九万五千元」を「三十万五千元」に改め、同号ハ中「五十万五千元」を「五十六万円」に改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項（同条第三項）を「第四十八条の十三第二十七項及び第四十八条の十三の二第三項（同条第四項）に改め、同条の表第四十条の十三第七項の項上欄中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第五項」に改め、同項下欄中「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」を「第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書」に改め、同表第四十八条の十三第八項の項中「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第六項」に改め、同表第四十八条の十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項の項中「第四十八条の十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十

六項及び第十八項」を「第四十八条の十三第七項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項」に改める。

第六十一条中「第十一条の六」の下に「、第十二条の二」を加え、「第十二条の二の八、第十二条の二の九」を「第十二条の二の七第九項、第十二条の二の七の二から第十二条の二の九まで」に、「第七十七条」を「第七十八条」に改める。

附則第三条の二の三中「同条第三項第三号」を「同条第三項第四号」に改める。

附則第四条の七中「第二十六条の二十七の二第一項」を「第二十六条の二十七の三第一項」に改める。

附則第六条の二第一項中「第二十条の二の二十三第一号から第四号まで」を「第二十条の二の二十三各号」に改める。

附則第七条第十七項第二号ハ(1)及び(2)中「二年」を「三年」に改め、同条第二十項第一号中「十年」を「十五年」に改め、同条第二十四項中「附則第十一条第十七項」を「附則第十一条第十六項」に改める。  
附則第十条を附則第九条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(道府県たばこ税における加熱式たばこの重量の本数への換算方法)

第九条の四 法附則第十二条の二第一項の規定により加熱式たばこ（同項に規定する加熱式たばこをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ（同項に規定する紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数に換算する場合における計算は、法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（法附則第十二条の二第一項第一号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法附則第十二条の二第一項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（法附則第十二条の二第二項に規定する政令で定める加熱式たばこ）

第十条 法附則第十二条の二第二項に規定する政令で定める加熱式たばこは、次に掲げるものとする。

一 法附則第十二条の二第一項第一号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるもの

二 法附則第十二条の二第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（法第七十四条の三の

二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第十条の二の二中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項第三号中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）」を「日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第 号）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオースト

ラリアとの間の協定とする。

附則第十一条第九項中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同条第二十五項中「第四十三項」を「第四十二項」に改め、同条第三十三項中「特別特定技術基準対象施設」を「協定特定港湾施設」に、「護岸」を「防潮堤、護岸、堤防、胸壁」に改め、「物揚場」の下に「（これらのうち、同項に規定する協働防護協定に定められた港湾法第五十一条の九第三項第二号イに掲げる基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）」を加え、同条第三十六項中「総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていない」を「次に掲げる要件のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていないこと。

二 緑地の量的拡充又は質的向上に資するものとして総務省令で定める要件に該当すること。

附則第十一条第三十七項を削り、同条第三十八項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第三十五項」を

「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46 法附則第十五条第四十三項に規定する雇与者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものは、雇与者給与等支給額（同項に規定する雇与者給与等支給額をいう。以下この項及び第四十九項において同じ。）の引上げの方針（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第一項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日（当該先端設備等導入計画につき同法第五十三条第一項の規定による変更の認定があつた場合であつて総務省令で定めるときは、総務省令で定め

る日)の属する事業年度(令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。)又は当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額(以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。)を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合(第四十九項において「雇用者給与等支給増加割合」という。)を百分の一・五以上とする旨のものに限る。)とする。

附則第十一条第四十七項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同条第四十八項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十三項」に改め、同条第四十九項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」ただし「書」に、「増加」を「大幅な増加」に改め、「(同項に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十二条第一項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日の属する事業年度(令和五年四月一日以後に開始する事業年度に限る。))又は当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額(以下この項において「比較雇

用者給与等支給額」という。)を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合を百分の一・五」を「雇用者給与等支給増加割合を百分の三」に改め、同条第五十項及び第五十一項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改める。

附則第十二条第四十八項中「同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は」を「管理者等に係るマンション又は」に改める。

附則第十二条の四及び第十二条の五を削る。

附則第十二条の六の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項及び第二項中「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「附則第十六条の四第二項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同条第四項中「附則第十六条の四第二項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同項第一号中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同号イ中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「当該被災住宅用地の一部」を「当該被災住宅用地の全部若しくは一部」に改め、同号ロ及びハ中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同項第二号中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に改

め、同条第五項中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「法附則第十六条の四第三項」を「建物の区分所有等に関する法律第二条第三項」に改め、「専有部分をいう。」の下に「第十三項第一号及び第二号において同じ。」（「を」を加え、「第七項」を「第七項第二号ロ」に改め、同条第七項中「附則第十六条の四第二項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同条第九項中「附則第十六条の四第六項」を「附則第十六条の二第六項」に、「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同条第十項中「附則第十六条の四第七項」を「附則第十六条の二第七項」に、「附則第十六条の四第六項」を「附則第十六条の二第六項」に、「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同条第十一項を同条第十九項とし、同条第十項の次に次の八項を加える。

11 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の二第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第十六条の二第十項に規定する取得され、又は改築された家屋（第十三項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び第十五項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

12 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める区域は、令和二年七月豪雨に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域（第十六項において「被災区域」という。）とする。

13 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。次号及び同項

において同じ。)及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額(当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額)又は都市計画税額(当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額)に、被災家屋の床面積(当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第十一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一)をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者(法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。)が同条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額(当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納

付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が第十一項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

14 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に關し必要な事項

は、総務省令で定める。

15 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の二第十一項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第十七項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

16 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める区域は、被災区域とする。

17 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法附則第十六条の二第十一項に規定する取得又は改良が行われた償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合における代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第十五項各号に掲げる者（次号において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

18 第十一項又は第十五項に規定する者が法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けよ

うとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

附則第十二条の六を附則第十二条の四とする。

附則第十五条の二の五の次に次の二条を加える。

（市町村たばこ税における加熱式たばこの重量の本数への換算方法）

第十五条の二の六 法附則第三十条の三第一項の規定により加熱式たばこ（同項に規定する加熱式たばこをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ（同項に規定する紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数に換算する場合における計算は、法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（法附則第三十条の三第一項第一号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法附則第三十条の三第一項各号に掲げる区分ごとに合計し、

その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(法附則第三十条の三第二項に規定する政令で定める加熱式たばこ)

第十五条の二の七 法附則第三十条の三第二項に規定する政令で定める加熱式たばこは、次に掲げるものとする。

- 一 法附則第三十条の三第一項第一号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるもの
  - 二 法附則第三十条の三第一項第二号に掲げる加熱式たばこ(法第四百六十六条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(法第四百六十六条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの
- 附則第十六条の二の十の見出し中「適用等」を「適用」に改め、同条第一項中「。次項及び第三項において同じ」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号

ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第四項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十六条の三第三項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十七条第二項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第四項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十七条の三第四項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第八項の表第四十六条の四第二項

並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条第一項中「第二十五条の十二第七項及び第八項、第二十五条の十二の二第七項」を「第二十五条の十二第十項から第十二項まで、第二十五条の十二の二第八項及び第九項」に改め、同条第四項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第八項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条の五第七項第四号及び第八項第四号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第十六項第五号及び第十八項第五号中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条の六第十六項第四号及び第八号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第三十三項第五号及び第十一号中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条の七第三項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第十五項第五号中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第二十七条の二第一項及び第三項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改める。

附則第三十六条第三項第一号及び第五項第一号中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十三」に改める。

附則に次の一条を加える。

(二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第四十条 法附則第七十八条第一項第四号ハに規定する政令で定める任務は、次に掲げるものとする。

一 法附則第七十八条第一項第三号イに規定する公式参加者の同項第一号に規定する博覧会(第十三項

第一号及び第十七項において「博覧会」という。）の会場における展示について責任を有すること。

二 前号の展示の内容を二千二十七年国際園芸博覧会政府委員に通知すること。

2 法附則第七十八条第一項第六号イに規定する政令で定める場所は、国内（同項第三号に規定する国内をいう。以下この条において同じ。）にある次に掲げる場所とする。

一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

三 その他事業を行う一定の場所

3 法附則第七十八条第一項第六号ロに規定する政令で定めるものは、非居住者（同項第四号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）又は外国法人（同項第三号に規定する外国法人をいう。

以下この条において同じ。）の国内にある長期建設工事現場等（非居住者又は外国法人が国内において長期建設工事等（建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）を行う場所をいい、非居住者又は外国法人の国内における長期建設工事等を含む。第七項において同じ。）とする。

4 前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項及び第六項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の非居住者又は外国法人の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が一年を超えて行われなかつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととする）が当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

5 非居住者又は外国法人の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第二項に規定する政令で定める場所及び第三項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動（第六号に掲げる活動にあつては、

同号の場所における活動の全体)が、当該非居住者又は外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものである場合に限るものとする。

一 当該非居住者又は外国法人に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること 当該施設

二 当該非居住者又は外国法人に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所

三 当該非居住者又は外国法人に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所

四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第二項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第二項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを

6 前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。

目的として、第二項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

一 第二項各号に掲げる場所（国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国法人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該非居住者又は外国法人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該非居住者又は外国法人（国内において当該非居住者又は外国法人に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む。）が当該事業を行う一定の場所以外の場所（国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。）において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所（当該他の場所において当該非居住者又は外国法人が行う建設工事等及び当該活動を

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格の

ものでないこと。

二 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国法人及び当該非居住者又は外国法人と特殊の関係にある者（国内において当該者に代わって活動をする場合における当該活動をする者（イ及び次号イにおいて「代理人」という。）を含む。以下この項において「関係者」という。）が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該非居住者又は外国法人及び当該関係者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該事業を行う一定の場所（当該事業を行う一定の場所において当該関係者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関係者に係る代理人を含む。）が当該関係者の恒久的施設（当該関係者が居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。次号イにおいて同じ。）又は内国法人（国内に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。同号イにおいて同じ。）である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該非居住者又は外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものでないこと。

三 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国法人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合で、かつ、当該非居住者又は外国法人に係る関連者が他の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該非居住者又は外国法人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該関連者が当該他の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所（当該他の場所において当該関連者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。）が当該関連者の恒久的施設（当該関連者が居住者又は内国法人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該非居住者又は外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものでないこと。

7 非居住者又は外国法人が長期建設工事現場等を有する場合には、当該長期建設工事現場等は第五項第四号から第六号までに規定する第二項各号に掲げる場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工事等を行う場所（当該長期建設工事等を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等を有する非居住者又は外国法人は同項各号に規定する事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する第五項の非居住者又は外国法人と、当該長期建設工事等を行う場所において事業上の活動を行う場合（当該長期建設工事等を行う場合を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合と、当該長期建設工事等を行う場所において行う事業上の活動（当該長期建設工事等を含む。）は同項各号に規定する事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

8 法附則第七十八条第一項第六号ハに規定する政令で定める者は、国内において非居住者又は外国法人に代わつて、その事業に関し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該非居住者若しくは外国法人により重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者（当該者の国内における当該非居住者又は外国法人に代わつて行う活動（当該活動が

複数の活動を組み合わせたものである場合には、その組合せによる活動の全体）が、当該非居住者又は外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のもの（当該非居住者又は外国法人に代わつて行う活動を第六項各号の非居住者又は外国法人が同項各号の事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第五項の規定を適用しないこととされるときにおける当該活動を除く。）のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人等」という。）とする。

一 当該非居住者又は外国法人の名において締結される契約

二 当該非居住者又は外国法人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

三 当該非居住者又は外国法人による役務の提供のための契約

9 国内において非居住者又は外国法人に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該非居住者又は外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の關係に

ある者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

- 10 第六項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の総務省令で定める特殊の関係をいう。
- 11 法附則第七十八条第六項に規定する家屋は、物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供する家屋以外の家屋とする。
- 12 法附則第七十八条第七項に規定する政令で定める家屋は、物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供する家屋以外の家屋とする。
- 13 法附則第七十八条第八項に規定する参加国等又は参加国等の代表等が取得し、又は所有する自動車で政令で定めるものは、次に掲げる自動車とする。
  - 一 法附則第七十八条第一項第三号に規定する参加国等（次項及び第十七項において「参加国等」という。）が取得し、又は所有する自動車で、博覧会の用に供するもののうち、関税率法第十七条第一項（第七号の二に係る部分に限る。）の規定により関税を免除されたもの

二 法附則第七十八条第一項第四号に規定する参加国等の代表等が取得し、又は所有する自動車で、関税率法第十七条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定により関税を免除されたもの

14 法附則第七十八条第九項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、同条第一項第二号に規定する博覧会協会、参加国等又は同項第五号に規定する参加者が所有する家屋及び償却資産（これらのうち物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供するものを除く。）とする。

15 法附則第七十八条第十項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、同項に規定する契約を締結した者が所有する家屋及び償却資産（これらのうち物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供するものを除く。）とする。

16 第十三項の規定は、法附則第七十八条第十一項に規定する参加国等又は参加国等の代表等が取得する三輪以上の軽自動車又は所有する軽自動車等で政令で定めるものについて準用する。この場合において、第十三項中「自動車とする」とあるのは「三輪以上の軽自動車又は軽自動車等とする」と、同項各号中「取得し、又は所有する自動車」とあるのは「取得する三輪以上の軽自動車又は所有する軽自動車等」と読み替えるものとする。

17 法附則第七十八条第十二項に規定する政令で定める事業は、参加国等又は同条第一項第五号に規定する参加者が博覧会に關して行う物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業以外の事業とする。

18 法附則第七十八条第十二項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合における従業者給与総額の算定については、第五十六条の四十九の規定を準用する。この場合において、同条中「第七百一条の三十四第三項又は第五項」とあるのは、「附則第七十八条第十二項」と読み替えるものとする。

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第七七号)の一部を次のように改正する。

附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。  
(二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う市町村交付金の特例)

9 令和七年度から令和十二年度までの各年度分の市町村交付金に限り、国又は地方公共団体が地方税法

附則第七十八条第一項第二号に規定する博覧会協会に無償で貸し付け、又は使用させている土地で、同項第一号に規定する博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するもの又は当該博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供するものについては、第一条の五第一号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は国若しくは地方公共団体が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七十八条第一項第二号に規定する博覧会協会に無償で貸し付け、若しくは使用させている土地で、同項第一号に規定する博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するもの若しくは当該博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供するもの」として、同条の規定を適用する。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行令第七条の二の二第二項、第七条の三の三第一項及び第七条の三の四の改正規定、同条を同令第七条の三の五とし、同令第七条の三の三の次に一条を加える改正規定、同令第七条の

十三第一項、第四十六條の二の二第二項、第四十六條の三第一項及び第四十六條の四の改正規定、同条を同令第四十六條の五とし、同令第四十六條の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第四十八條の六第一項の改正規定並びに同令附則第四條の七、第十六條の二の十一第二項の表及び第四項の表、第十六條の三第三項の表及び第六項の表、第十七條第二項の表及び第四項の表、第十七條の三第四項の表及び第八項の表、第十八條、第十八條の五、第十八條の六第十六項及び第三十三項、第十八條の七第三項の表及び第六項の表、第十八條の七の二第七項第四号及び第十五項第五号並びに第二十七條の二第一項及び第三項の改正規定並びに次条並びに附則第六條及び第十條の規定 令和八年一月一日

二 第一条中地方税法施行令第六十一条の改正規定（「第十一条の六」の下に「、第十二條の二」を加える部分に限る。）並びに同令附則第十條を同令附則第九條の三とし、同條の次に二條を加える改正規定、同令附則第十五條の二の五の次に二條を加える改正規定並びに同令附則第三十六條第三項第一号及び第五項第一号の改正規定並びに附則第五條及び第八條の規定 令和八年四月一日

三 第一条中地方税法施行令第三十五條の六の改正規定 令和八年十一月一日

四 第一条中地方税法施行令第四十三條の四の次に一條を加える改正規定、同令第四十四條の二の次に一

条を加える改正規定及び同令第五十二条の十九の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十条の二の二の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（附則第五条、第七条第三項及び第八条において「改正法」という。） 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

五 第一条中地方税法施行令附則第十条の二の二の改正規定（同条第二項第三号に係る部分に限る。）

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行令附則第十一条第三十三項の改正規定 港湾法等の一部を改正する法律（令和

七年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法施行令附則第三条の二の三の改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の二の二第二項の規

定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新令第七条の十三第一項（地方税法施行令第七条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税又は令和七年以後の各年において生ずる地方税法第三十条第五項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税又は令和六年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新令第二十条の二の五第一項及び第二十条の二の二十三（第二号に係る部分に限る。）並びに附則第六条の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新令第三十六条の十第二項（第六号に係る部分に限る。）並びに附則第七条第十七項（第二号に係

る部分に限る。)及び第二十項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第五条 改正法附則第五条第二項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 新令第四十六条の二の二第二項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の六第一項(地方税法施行令第四十八条の五の四第二項において準用する場合を含む。)の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税又は令和七年以後の各年において生ずる地方税法第三百十四条第五項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税又は令和六年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例に

よる。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和六年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第九項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する設備に対して課すべき令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行令附則第十一条第九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第三十六項の規定は、施行日以後に設置される改正法第一条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第三十二項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課すべき令和七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に設置された改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十二項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税

及び都市計画税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第八条 改正法附則第十一条第二項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第九条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第十条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項及び同条第四項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「第七条の三の

四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項及び同条第八項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。



## 理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴う所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。